

平成 21 年 11 月 27 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 大証ヘラクレスG)
問合せ先 執行役員 山下 泰弘
(TEL 03 - 5217 - 0723)

取締役、監査役、執行役員、従業員等（当社子会社の取締役、従業員含む）および社外協力者に対する募集新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 11 月 27 日開催の当社取締役会において、取締役、監査役、執行役員、従業員等（当社子会社の取締役、従業員含む）および社外協力者に対して発行する新株予約権に関する内容について、平成 21 年 12 月 28 日開催予定の当社第 8 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社の業績向上や健全な経営による企業価値の増大及び株主重視の経営意識を高めることを目的として当社の取締役、監査役、執行役員、従業員等（当社子会社の取締役、従業員含む）および社外協力者に対して、募集新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、監査役、執行役員、従業員等（当社子会社の取締役、従業員含む）および社外協力者に対し割当てするものとする。

(2) 新株予約権の数の上限

10,000個を上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権 1 個と引換えに払い込む金銭の額は、新株予約権発行の取締役会決議時点において、外部の評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングがモンテカルロシミュレーションで算定した公正価額とする。

(4) 新株予約権の目的である株式の種類および数

①新株予約権の目的となる株式

当社普通株式 10,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行わ

れ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

②新株予約権1個あたりの目的となる株式の数

新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記①に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、(4)②に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日（以下、「発行決議日」という。）の前日の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式終値に0.95を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、発行決議日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、新株予約権の割当日の翌日から5年間とする。

(7) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の相続は認めない。

② 割当日の翌日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に大阪証券取引所へラ

レス市場における当社普通株式の取引終値が一度でも発行決議日の前日の大阪証券取引所へラレス市場における当社普通株式の終値に0.95を乗じた金額にさらに50%(但し、上記2.(5)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)を乗じた価格(但し、1円未満の端数は切り上げる。)を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(但し、上記2.(5)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や大阪証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他新株予約権の発行決議日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

3. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約書・分割計画書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(9)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) その他の本新株予約権の取得に関する事項については、別途、付与対象者と締結予定の割当契約書に定める内容によるものとする。

4. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8

号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. (4) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. (5) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記2. (6) に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記2. (6) に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記2. (7) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記2. (9) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記3に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(注) 上記の社外協力者につきましては、今後開催される取締役会にて決定次第お知らせいたします。

以上